

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、業務のため旅行する社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員、評議員、委員等及び職員（以下「社協職員等」という。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 社協職員等が出張した場合は、旅費を支給する。

2 職員以外の者が社協の依頼に応じ、業務の遂行を補助するため出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 出張は任命権者若しくはその委任を受けた者の発する出張命令などよって行わなければならない。

2 出張者は業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、出張命令等に従って、出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 出張者は前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで出張した後すみやかに、出張命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現状によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の計算)

第6条 職員に支給する旅費の額は、別表第1による。ただし、1週間以上の長期に及ぶ研修、講習等を受ける職員に対する宿泊料の支給額は、実費とする。なおその額が別表第1の額を超過する場合には、別表第1の額とする。

2 役員、評議員及び委員等に支給する旅費の額は、別表第2の額とする。

(旅費の支給方法)

第7条 旅費の支給方法については、毎月10日に支払うものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年 7月 1日から施行する。
- 2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員及び・理事・監事・評議員等の旅費支給規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当	宿 泊 料
職員	実費	実費	実費	実費	宿泊を伴わないもの 1,500円 （春日市、大野城市、太宰府市、及び那珂川町の場合を除く。） 宿泊を伴うもの 2,200円	12,000円

別表第2（第6条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当	宿 泊 料
役員 評議員 委員等	実費	実費	実費	実費	宿泊を伴わないもの 1,500円 宿泊を伴うもの 2,200円	12,000円

備 考

- 1 特別急行列車を運行する路線による出張で、片道100キロメートル以上のものについては、特別急行料金を支給する。
- 2 新幹線又は航空機を利用する場合は、出張命令権者の承認を得なければならない。